

戸籍証明等請求書

登別市長 様

※ 請求には本人確認資料が必要です。

日付 年 月 日


その他の注意事項は裏面に記載されていますのでご確認ください。

どの証明が必要ですか	戸籍	全部事項証明書(謄本)	450円	通	戸籍附票(現・除・改)	全員	200円	通
		個人事項証明書(抄本)	450円	通	一部	200円	通	
		一部事項証明書	450円	通	・本籍及び筆頭者	記載する口	記載しない口	
	除籍 原戸籍 (平成・昭和)	全部事項証明書(謄本)	750円	通	・在外選挙人 ※海外在住者のみ	記載する口	記載しない口	
		個人事項証明書(抄本)	750円	通	受理証明書	A4版	350円	通
		一部事項証明書	750円	通	上質紙	1400円	通	
身分証明書	400円	通	届書の写し()	350円	通			
不在籍証明書	200円	通	その他の証明	円	通			

注意

● ● 偽りその他不正手段により交付を受けたときは三十万円以下の罰金に処せられます。基本的な人権又はプライバシーの侵害につながる恐れのある場合は交付できません。

どなたの証明が必要ですか	ほんせき 本籍	北海道登別市 町 丁目 番地		
	ふりがな	生年月日		
	ひつとうしゃ しめい 筆頭者氏名	明治・大正 昭和・平成・令和	年	月 日生
	個人事項証明書(抄本)・ 身分証明書のときは、必 要な方の氏名・生年月日 を記入してください	氏名	明治・大正 昭和・平成・令和	年
氏名		明治・大正 昭和・平成・令和	年	月 日生

窓口に来られた方	※法人(会社等)の請求の場合は営業所・事業所等の所在地及び会社名をご記入いただき、会社名の下に窓口に来られた方[代理人・使者(従業員)]の氏名をご記入ください。		
	住所	市 町 丁目 番・番地 号	
	ふりがな	電話番号	
	氏名		
	あなたから見てどなたの証明が必要ですか？	1 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 2 その他の方【  】	
	『2 その他の方』の場合には、下記のいずれかに <input checked="" type="checkbox"/> をつけた上で、請求の理由を詳細に記入してください。【窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する(委任状等)が必要です。】		
<input type="checkbox"/> 権利の行使・義務履行のため	請求の理由		
<input type="checkbox"/> 国又は地方公共団体の機関に提出するため			
<input type="checkbox"/> その他	提出先は		

※ 身分証明書を本人(成年者に限る)以外の方が請求するときは、委任状が必要です。

記録事項	本人確認 免・保・住基カード・個番カード・年手・パ・身・他()	受付	交付

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)に処せられます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。